

社会福祉法人有磯会個人情報保護規程

目 次

第1章	総 則（第1条－第3条）
第2章	個人情報の利用目的の特定等（第4条－第6条）
第3章	個人情報の取得の制限等（第7条－第8条）
第4章	個人データの適正管理（第9条）
第5章	個人データの第三者提供（第10条－第12条）
第6章	保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止（第13条－14条）
第7章	組織及び体制（第15条－18条）
第8章	雑 則（第19条）
附 則	

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人有磯会（以下「本法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれる個人情報をいう。
 - ア 本人の人種、信条、社会的身分
 - イ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ウ 本人の病歴、医師等による健康診断その他の検査の結果及び指導、診療、調剤が行われたこと。
 - エ 本人の犯罪の経歴
 - オ 本人を被疑者又は被告人として逮捕、捜査、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと。
 - カ 犯罪により、本人が害を被った事実
- (3) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索するこ

とができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。

- (4) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立法人を除く。
- (5) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (6) 保有個人データ 本法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (7) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (7) 従業者 本法人の指揮命令を受けて本法人の業務に従事する者をいう。
- (9) 特定個人情報等 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（本法人の責務）

第3条 本法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

（利用目的の特定）

第4条 本法人は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 前項の規定により利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について本人に通知し、又は公表するものとする。

（事業ごとの利用目的等の特定）

第5条 本法人は、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める個人情報取扱業務概要説明書（様式第1号）を作成するものとする。

（利用目的外の利用の制限）

第6条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 本法人は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 本法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 個人情報は、原則として本人から取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- 3 要配慮個人情報を取得するときは、あらかじめ本人の同意を得るものとする。ただし、第10条第1項各号に該当する場合及び第12条の規定により第三者提供を受ける場合は、この限りでない。
- 4 第2項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 本法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 本法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 本法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 本法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを確実かつ速やかに破棄し、又は削除するものとする。

5 本法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 本法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることに

より、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 本法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 本法人は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項の本人の同意を得ている旨

(2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成するものとする。

3 第1項の記録の保存期間は、その作成の日から3年間とする。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第12条 本法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項について確認するものとする。ただし、当該個人データの提供が第10条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項第1号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行い、第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行うものとする。

3 第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成する

ものとする。

- (1) 本人の同意を得ている旨（個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。）
 - (2) 第1項各号に掲げる事項
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成するものとする。
- 5 第3項の記録の保存期間は、その作成の日から3年間とする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

（保有個人データの開示等）

第13条 本法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求があったときは、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の請求をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

（保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等）

第14条 本法人は、保有個人データの開示を受けた者から書面又は口頭により開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査し、その結果を書面により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者から、再度請求があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

（個人情報保護管理者）

第15条 理事長は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、法人本部長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、理事長の指示及びこの規程の定めに基づき、適正管理対策

の実施、従業者に対する教育、事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を所掌する施設長、管理者等に委任することができる。

(苦情対応)

第16条 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、別に定める苦情解決に関する要綱に従い、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(従業者の義務)

第17条 本法人の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 この規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告しなければならない。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明したときは、遅滞なく理事会に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(規程への違反)

第18条 この規程への違反が明らかになった場合、本法人は、就業規則の定めに従い、違反した従業者を懲戒処分の対象とする。

第8章 雑 則

(その他)

第19条 特定個人情報等の取扱いに必要な事項については、別に定める特定個人情報取扱規程がこの規程に優先するものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人有磯会個人情報管理規程(平成17年10月1日施行)は、廃止する。

様式第 1 号

個人情報取扱業務概要説明書

業務の名称	
-------	--

社会福祉法人有機会個人情報保護規程第 5 条の規定に基づく上記個人情報取扱業務に係る個人情報の種類等の概要は、下記のとおりである。

個人情報の種類	
個人情報の利用目的	
個人情報の利用・提供方法	
その他の情報	
個人情報保護担当者	
苦情対応担当者	

※個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等は、事業の状況に即して、具体的な名称を記載すること。

議案第13号

社会福祉法人有磯会個人情報保護規程制定の件

社会福祉法人有磯会個人情報保護規程を次のように定める。

平成30年1月22日提出

社会福祉法人有磯会
理事長 永 口 義 時

個人情報保護に関する誓約書

私は、貴法人の職員として以下の事項を厳守すること誓約いたします。

- 1 個人情報保護法及び貴法人の個人情報保護に関する諸規程を遵守します。
- 2 業務上知り得た利用者又は家族に関する個人情報については、在職中はもとより退職後においても第三者に漏えいし、又は不当な目的のために使用することはありません。
- 3 上記に違反した結果、これによって貴法人が被った損害については、賠償責任を負います。

平成 年 月 日

住所

氏名

⑩

社会福祉法人有磯会

理事長

殿